

別表（第3条、第6条関係）

| 1 補助事業 | 2 補助対象経費 | 3 補助率 | 4 重要な変更 |
|--|---|--------------|---|
| <p>スクールソーシャルワーカーを活用して生徒指導上の課題に対応するために実施する以下の事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スクールソーシャルワーカーの配置 (2) スーパーバイザーの配置 (3) 研修会等の開催 (4) 連絡協議会の開催 (5) その他必要な事業 | <p>補助対象経費は、報酬、期末手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る）、交通費、保険料、謝金、旅費、委託費、補助金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費とし、各費目の取扱については、実施要領に定めるところによる。</p> | <p>2 / 3</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費の30パーセントを超える増減を伴う変更 (2) 本補助金の増額を伴う変更 (3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる変更 (4) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき |